

動力を用いた揚水施設（井戸）を設置する方へ

〔規制のポイント〕

- ・井戸を設置※する時 → 井戸の構造等を法や条例が定める基準に適合させて下さい。
- ・一定規模以上の井戸の設置者 → 揚水量を測定し、知事（区長、市長）に報告して下さい。
※井戸の新設の他、条例はストレーナーの位置、吐出口断面積及び揚水機出力を変更する場合、「工業用水法」、「ビル用水法」は、ストレーナーの位置を浅くする場合及び吐出口断面積を大きくする場合も含む。

（１）揚水施設（井戸）を設置する場合に適用される法令と規制の内容

法令	対象施設	対象地域	規制内容※ ⁵ （詳細は次頁参照）	設置前に行う手続き
環境確保条例※ ¹	平成28年7月1日以降に設置する、動力を用いる全ての揚水施設（井戸）※ ⁴ （一戸建て住宅で家事用のみに使用するものは揚水機の出力300ワットを超える揚水施設） ※工事等の一時的な揚水のために設置する揚水施設は除く。	都内全域	揚水機の吐出口断面積が、 ①6cm ² を超え、21cm ² 以下の揚水施設 →ストレーナー位置 ②6cm ² 以下の揚水施設 →揚水機出力、揚水量 ※奥多摩町、檜原村及び島しょを除く。	工場に設置する場合は、 「認可の申請」 工場以外に設置する場合は 「届出」
工業用水法	「製造業」、「電気供給業」、「ガス供給業」及び「熱供給業」に用いる、揚水機の吐出口断面積が6cm ² を超える井戸	板橋区、足立区 北区、江戸川区 葛飾区、江東区 墨田区、荒川区	揚水機の吐出口断面積 ストレーナー位置	許可の申請
ビル用水法※ ²	「冷暖房用設備」、「水洗便所」、「洗車設備」及び「公衆浴場（浴室床面積150㎡を超えるもの）」に用いる、揚水機の吐出口断面積が6cm ² を超える揚水設備（井戸）	23区	揚水機の吐出口断面積 ストレーナー位置	許可の申請
温泉法※ ³	温泉をゆう出する目的で設置する施設（井戸）	板橋区、足立区 北区、江戸川区 葛飾区、江東区 墨田区、荒川区 上記の地域、山間部、山間部周辺地域及び島しょ部を除く	動力装置の吐出口断面積：6cm ² 以下 揚湯量：50m ³ /日以下 動力装置の吐出口断面積：21cm ² 以下 揚湯量：150m ³ /日以下	「土地の掘削」及び「増掘・動力の装置」の許可の申請

※¹ 正式名称は「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」

※² 正式名称は「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」

※³ 「温泉動力の装置の許可に係る審査基準」（平成10年7月1日付東京都告示第724号）による規制

※⁴ 条例施行日（平成13年4月1日）から平成28年6月30日までに設置された揚水施設は、揚水機の出力300ワットを超える揚水施設（用途は問わない）が対象。

※⁵ 法の対象施設や非常災害等公益上必要と知事が認める施設等に、条例の規制内容は適用しない。

(2) 揚水施設(井戸)により揚水する時の、揚水量の測定と報告に関する環境確保条例の規定

対 象 施 設	対象地域	測定方法	報告方法	備 考
動力を用いる全ての揚水施設（一戸建て住宅で家事用のみに使用するものは揚水機の出力300ワット超の揚水施設）※	都内全域（島しょを除く）	規則が定める量水器を設置し、測定	区長、市長（町村部は知事）に年1回報告する。	工業用水法等の法律の許可施設等も対象とする。

※ 動力を用いて揚水するものに限られるため、手押しポンプは規制対象外

揚水施設の構造基準等（工業用水法、ビル用水法及び環境確保条例に適用）

〔注意！〕下表に示すストレーナー深度より深い地層から地下水を汲めば、地盤沈下は起こらないということではありません。必要最小限の揚水にご協力ください。

	吐出口の 断面積※	対 象 地 域	ストレーナ ーの位置	揚水機 出力	揚水量の上限
条例 のみ	6cm ² 以下 のもの	23区26市及び瑞穂町、日の出町	制限なし	2.2kw以 下	平均10m ³ ／日 最大20m ³ ／日
法 ・ 条例 共 通	6cm ² を超え 21cm ² 以下 のもの	葛飾区、足立区（荒川左岸の地域 に限る）、江戸川区（荒川左岸の 地域に限る）	650メートル 以深とする こと	制限なし	制限なし
		墨田、江東、北、荒川、板橋、足 立（荒川右岸の地域に限る）、練 馬、江戸川（荒川右岸の地域に限 る）の各区	550メートル 以深とする こと		
		千代田、中央、港、新宿、文京、 台東、渋谷、中野、杉並、豊島 の各区、武蔵野、三鷹、小金井、 小平、東村山、東大和、清瀬、東 久留米、武蔵村山、西東京の各市	500メートル 以深とする こと		
		品川、目黒、大田、世田谷の各区 、八王子、立川、青梅、府中、昭 島、調布、町田、日野、国分寺、 国立、福生、狛江、多摩、稲城、 羽村、あきる野の各市、瑞穂町、 日の出町	400メートル 以深とする こと		
	21cm ² を 超えるもの	23区26市及び瑞穂町、 日の出町	設置禁止		

※環境確保条例に関して、非常災害時に、水道水の代替水として利用することを目的に設置する井戸など、知事（区・市長）が認める揚水施設には、本表の構造基準等は適用されません。ただし、平常時は、揚水施設の円滑な稼働のために必要な最小限の維持管理用の運転のみに限られるなどの条件がありますので、担当課に確認してください。上記の認められた場合を除き、吐出口の断面積は当該事業所若しくは敷地内にある揚水施設の吐出口の断面積の合計。

〔敷地内の井戸を掘る位置について〕

環境確保条例上は規定はありませんが、民法では、井戸等を掘る場合には、境界線から2m以上離さなければならないと定められています（民法第237条）。

問 い 合 わ せ 先

(1)「環境確保条例」に基づく届出は、

- ①23区及び26市・・・揚水施設を設置する区市の環境担当課
(環境確保条例の届出に関する事務は、区、市が担当しています。)
- ②多摩地域の町村・・・東京都多摩環境事務所環境改善課水質担当
〒190-0022
立川市錦町4-6-3 東京都立川合同庁舎3階
電話042-525-4771

※条例の届出に関する事務は、区及び市が担当しています。

(2)「工業用水法」に基づく許可の申請

「建築物用地下水の採水の規制に関する法律」に基づく許可の申請

「温泉法」に基づく許可（土地の掘削及び増掘又は動力の装置）の申請

地下水規制の全般、雨水浸透に関するお問い合わせは、

東京都環境局自然環境部水環境課地下水管理担当
〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1
直通 03-5388-3547

令和4年12月更新